

宅地と地盤の被害

情報交換会

復旧か移転か、工法や費用は、公的支援は…

ご案内

東日本大震災は宅地に原因する住宅被害が甚大です。宅地の危険度判定で、「立ち入り禁止」が九市町の八百八十六件、「要注意」は十市町の千四百七十件にのぼっています（県の調査、六月二十日現在）。

ボーリング調査が終わったのは、仙台市では緑ヶ丘、折立など十六地区で今後の調査も含め三〇カ所程度を予定しています。

宅地被害には、建物に適用される被災者生活再建支援金のような支援制度がありません。公的支援の制度化が必要です。

復旧には、災害の状況により専門家の助言が必要です。被害を受けた当事者が情報を持ち寄って、お互いの共通する話し合い、行政の対応を情報交換することも必要です。ぜひご参加ください。



宮野賢二 担当の「県民センター」代表世話人
(緑ヶ丘・被災者の会)

対応策を見だし、お互いに元気になりましょう！

◇7月17日(日)10時開会 ◇仙台・福祉プラザ^{9階}大広間

所在地＝仙台市青葉区五橋2丁目12-2

交通は仙台市営地下鉄(五橋駅で下車、南1番出口)が便利です。

主催＝東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

「被災者が主人公の復旧・復興」を求める住民運動です。5月29日に400人で正式発足。研究者、技術士、一級建築士、弁護士、医師などの個人、各地の被災者の会、福祉・医療・教育・環境・原発問題等の市民運動、労働団体、女性団体等が参加しています。

ブログ＝<http://blog.canpan.info/miyagikenmin/>

【事務所】仙台市青葉区大町2丁目5-10-305

☎022(399)6907(お問い合わせはこちらに)

FAX022(399)6925(資料提供・連絡はこちら)

土木、建築、法律の専門家がアドバイス

被災状況を比較、検討します。資料(ボーリング調査報告、写真、図面、その他)をご持参下さい。配布して差し支えない資料・図面等は、三〇部程度をご用意下さい。入場は無料です。個別の相談にも応じます(会場は、午後一時まで借りています)。